厚労省がQ&Aを公表

■慰労金　■感染拡大防止

第2次補正予算で盛り込まれた「新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業」「医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業」の対象範囲などについて、厚労省がQ&Aを公表した。同省の「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業に関するQ&A（第3版）」から主な項目を紹介する。申請方法の詳細は7月1日現在調整中としている。

新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付金

歯科従事者1人につき5万円

【事業内容】都道府県から役割を設定された医療機関等に勤務し患者と接する医療従事者や職員に対し、慰労金として最大20万円を給付する（その他病院、診療所等に勤務し患者と接する医療従事者や職員に対し、慰労金として5万円を給付する。）。対象期間は当該都道府県における新型コロナウイルス感染症患者1例目発生日又は受入日のいずれか早い日。対象期間に10日以上勤務した者であること。

対象は？

Q　「患者と接する」はどこまで含まれるのでしょうか。

A　慰労金の趣旨に照らし、患者と接する業務に従事する医療従事者や職員を慰労金の対象としています。例えば、病棟や外来などの診療部門で患者の診療に従事したり、受付、会計等窓口対応を行う職員は通常該当します。一方、対象期間中はテレワークのみによる勤務であったり、医療を提供する施設とは区分された当該法人の本部等での勤務のみであったなどの場合は該当しないと考えられます。

非資格者・非正規は？

Q　対象となる「医療従事者や職員」には、医師、看護師等医療専門職以外も含まれるのでしょうか。また、正社員、非常勤、嘱託、パート、アルバイト、派遣労働者等、雇用形態等により限定されるのでしょうか。

A　資格や職種による限定はありません。また、雇用形態等による限定はありません。

日数の数え方は？

Q　「10日以上勤務」の1日の数え方はどのようになるのでしょうか。また、複数の医療機関等で勤務する場合は通算してよいのでしょうか。

A　1日当たりの勤務時間数は問わずに、勤務日数を数えてください。また、複数の医療機関等で勤務されている場合は、勤務日数を通算して構いません。

歯科は対象に？

Q　対象となる「診療所」に歯科診療所は含まれるのでしょうか。

A　歯科診療所は対象となります。ただし、保険医療機関に限ります。

誰が申請するの？

Q　申請はどのようにすればよいでしょうか。また、居住地と医療機関等が別の都道府県にある場合はどちらに申請すればよいでしょうか。

A　勤務する医療機関等を通じて、医療機関等が所在する都道府県が定める申請窓口に申請を行っていただきます。また、医療機関等においては、医療機関等に勤務する職員の申請をとりまとめいただきます。この際、慰労金の代理申請・受領の委任状を集めていただきます。その上で、各都道府県が指定する申請先に提出いただく必要があります。

勤務先が複数ある？

Q　複数の医療機関等に勤務し、いずれでも要件を満たす場合はどのように申請すればよいでしょうか。

A　今回の慰労金は、主として勤務する医療機関等で申請いただくことを基本としています。2か所以上の医療機関等に勤務し、いずれの医療機関等でも10日以上勤務するなどの要件を満たす場合には、いずれの医療機関等で申請を行っていただいても構いません。

なお、慰労金は、令和2年度2次補正予算を財源として行うものとして、お一人一回限りの給付となりますので、複数の医療機関等を通じた申請は辞退いただく必要があります。仮に、二重に給付を受けた場合には、不当利得として返還していただくことになります。

申請先は？

Q　どちらに申請すればよいでしょうか。

A　原則として、勤務されていた医療機関等を通じて申請してください。勤務していた医療機関等を通じた申請が難しい場合は、勤務されていた医療機関等の勤務証明など必要な書類を揃えた上で個人申請いただくことになります。

医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業

感染対策で物品購入に実費補助

経費の対象は？

Q　どのような経費が対象となるのでしょうか。

A　「従前から勤務している者及び通常の医療の提供を行う者に係る人件費」を除き、感染拡大防止対策や診療体制確保等に要する費用が対象です。感染拡大防止対策に要する費用に限られず、院内等での感染拡大を防ぎながら地域で求められる医療を提供するための診療体制確保等に要する費用について、幅広く対象となります。

※例：清掃委託、洗濯委託、検査委託、寝具リース、感染性廃棄物処理、個人防護具の購入等

対象期間は？

Q　いつからいつまでの費用が対象となるのでしょうか。

A　令和2年4月1日から令和3年3月31日までにかかる経費が対象となります。申請日以降に発生が見込まれる費用も合わせて、概算で申請することも可能としています。概算で申請した場合、事後に実績報告が必要となるため、領収書等の証拠書類を保管しておいてください。なお、実績報告において対象とならない経費が含まれていた場合など、概算で交付した額が交付すべき確定額を上回るときは、その上回る額を返還していただくこととなります。

何回も申請できる？

Q　対象期間中であれば、複数回の申請が可能でしょうか。

A　申請は各施設で1回のみです。

歯科は対象に？

Q　どのような施設が補助の対象となるのでしょうか。

A　新型コロナ感染症の院内等での感染拡大を防ぐための取組※を行う病院（医科、歯科）、有床診療所（医科、歯科）、無床診療所（医科、歯科）、薬局、訪問看護ステーション、助産所が対象となります。ただし、保険医療機関でない病院や診療所、保険薬局でない薬局、指定訪問看護事業者でない訪問看護ステーションは対象外です。

コロナ患者を診なくても？

Q　新型コロナ患者の受入れ対応等をしていなくても対象となるのでしょうか。

A　対象となります。新型コロナ患者の受入れは要件となっていません。

申請先は？

Q　どちらに申請すればよいでしょうか。

A　標準的な申請事務としては、医療機関等からの申請受付は各都道府県の国民健康保険団体連合会で行うことを想定しています。

退職したスタッフは？

Q　医療機関等を既に退職している場合、どのように申請すればよいでしょうか。

A　標準的な申請事務としては、医療機関等からの申請受付は各都道府県の国民健康保険団体連合会で行うことを想定しています。

※取組の例（例示であり、これに限られるものではありません）
①共通して触れる部分の定期的・頻回な清拭・消毒などの環境整備
②予約診療の拡大、整理券の配布等を行い、患者に適切な受診の仕方を周知
③発熱等の症状を有する新型コロナ疑いの患者とその他の患者が混在しないよう、動線の確保やレイアウト変更、診療順の工夫など
④感染防止のための個人防護具等の確保
⑤電話等情報通信機器を用いた診療体制等の確保
⑥医療従事者の感染拡大防止対策（研修、健康管理等）

協会行事案内

要事前申し込み　電話　06-6568-7731
HP　osk-net.org　ファクス　06-6568-0564

医科・歯科経税部共催講習会

2020税務調査対策セミナー――税務調査をめぐる最近の動向と日常の留意点

日時　8月22日（土）午後3時～5時
会場　保険医会館5階　**定員**　50人
講師　疋田英司氏（協会税理士団）
会費　会員、会員家族・スタッフ無料　未入会者1万円

9月度生涯研修

顎関節症の診断と治療のポイント―さあ動かそう顎関節

日時　9月13日（日）午前10時～午後1時
会場　M&Dホール　**定員**　60人
講師　松本憲氏（大阪大学大学院歯学研究科招聘教員）
会費　会員3千円、未入会者1万円

告示

第56回通常評議員会

日時　7月26日（日）午前10時～正午
会場　M&Dホール
議事　①2019年度会務活動報告②19年度決算案③19年度収支差額処理案④20年度予算案
※評議員各位はご出席ください

無料相談

税務　8月19日（水）午後2時～5時
雇用　8月20日（木）午後2時～4時
法律　9月7日（月）午後2時～4時
※会場は保険医会館。1週間前までに要申し込み

未入会者とは、会員院所に勤める未入会勤務医です
※協会行事などを本紙等で報道・紹介するため、講習会などの写真で個人が特定されることがありますが、趣旨をご理解の上、ご了承ください。また、講習会でのビデオ撮影や録音はお断りします。

診療報酬改定政策パンフ「ここが変だよ！　歯科医療政策」

希望者に無料で配布

カラー16ページ。協会WEBサイトに掲載。無料。

2020年4月の診療報酬改定説明会で配布を予定していた、政策パンフ「ここが変だよ！　歯科医療政策　2020年度診療報酬改定～狙いと本質を読む」を希望する会員に無料で進呈する。

パンフには40～60代の開業医会員による座談会を収録。臨床現場で感じる制度の不合理や、高い窓口負担金をめぐる歯科医の葛藤、仕事のやりがいなどを語り合う。記事にはイラストレーターの辻井タカヒロ氏のコミカルなイラストを添えている。座談会の他にも、20年改定の特徴や歯科保険制度の問題点などを解説する。

問い合わせは事務局（06-6568-7731）まで。